

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

| 分類 | 内容 | 当法人での取り組み |
|------------|--|--|
| 資質の向上 | 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） | 実務者研修受講によって行う実習やスクーリング等での業務休暇については、受講者が滞りなく研修を受けられるように研修先の日程に合わせて他の職員の出勤調整を実施。 |
| 労働環境・処遇の改善 | 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 | お子さんの出産、育児に伴う育児休業制度を活用した子育て支援を実施。また、子育てと仕事を両立できるよう、勤務時間の短縮などによって勤務に伴う子育てへの負担軽減を実施。 |
| | ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 | 法人全体会議、施設長会議、事業所毎の全体会議、各部署毎の会議を定期的実施しており、ケアの内容改善や新たな取り組みによる意見交換の促進を実施。 |
| | 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 | 毎年全職員を対象に健康診断を実施。法人取締役、施設管理者による定期的な個別ヒアリングを職員に対して実施。複数の職員休憩室、エリアを設置し、新型コロナウイルスなどの感染症に対して可能な限り安心して休憩できる環境の整備を実施。 |
| その他 | 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 | 埼玉県立浦和北高校との文化交流及び施設担当者による学校評議員の任命及び評議活動の実施。地域ボランティアの方々の積極的な受け入れや地域住民の方への施設なイベント参加の呼びかけの実施。さいたま市立上大久保保育園の園児たちとの地域交流の実施。 |
| | 非正規職員から正規職員への転換 | 仕事スキルの向上意欲の高い職員を中心に、本人の希望に沿って非正規職員から正規職員への転換を実施。 |
| | 職員の増員による業務負担の軽減 | 複数の求人媒体を活用し、定期的な求人募集を行い、職員を確保・増員を実施。 |